

【参考】補助事業一覧

■ 命と暮らしを守る安全・安心な社会の構築

○ 居住誘導区域等権利設定等促進事業	P1
○ 防災集団移転促進事業	P2
○ がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P3
○ 災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P4
○ 宅地耐震化推進事業	P5
○ 盛土緊急対策事業	P6
○ 都市防災総合推進事業	P7
○ 住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P8
○ 建築物火災安全改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P9
○ 都市再生区画整理事業	P10
○ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	P11
○ 無電柱化まちづくり促進事業	P12
○ 都市公園事業	P13
○ 都市災害復旧事業	P14
○ 堆積土砂排除事業	P15
○ 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）	P16
○ 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）	P17
○ 公営住宅整備事業	P18
○ 小規模住宅地区改良事業	P19

■ 誰もが暮らしやすい健康で快適な環境の充実

○ 都市構造再編集中支援事業	P20
○ 都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	P21
○ 都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）	P22
○ まちなかウォークアブル推進事業	P23
○ まちづくりと公共交通との連携（都市・地域交通戦略推進事業）	P24
○ 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	P25
○ バリアフリー環境整備促進事業	P26
○ 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）	P27

■ 地域資源を活かした持続可能な賑わいづくり

○ 空き家対策総合支援事業	P28
○ 空き家再生等推進事業	P29
○ 市街地再開発事業	P30
○ 官民連携まちなか再生推進事業	P31
○ 官民連携型賑わい拠点創出事業	P34
○ 街なみ環境整備事業	P35

このほかにも各種補助事業がございます。

詳細は国土交通省九州地方整備局建政部までご相談ください。

■ 命と暮らしを守る安全・安心な社会の構築

防災集団移転促進事業の概要

青字：R2年度拡充 緑字：R3年度拡充 黄字：令和4年度拡充 赤字：令和5年度拡充

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買収等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

- ① 施行者
市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、
都市再生機構（自治体からの委託に基づく）
- ② 移転元地（移転促進区域）
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、
土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 移転先（住宅団地）
5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※2 ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地の買収・建物の補償
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑦ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）

注）①～⑦の合計に合算限度額あり

①～③、⑤～⑥に個別限度額あり

一定の要件を満たす事前移転の場合には合算限度額を設定せず、④に個別限度額を設定

拡充

事業イメージ

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
- ③ 公共施設（道路、公園、集会所等）の整備

移転先

既存市街地の空き地等の活用も可能
（工事を要しない整地（草刈り等）でも可）

移転先

移転元地

④ 移転元地の土地の
買収・建物の補償

⑤ 移転者の住居の移
転に対する補助

補助基本額における財源内訳

国庫補助金 3/4		一般補助施設整備等事業債（充当率90%）	一般財源
：国の負担分	：地方の負担分	元利償還の80%を特別交付税措置	
		50%を特別交付税措置	

※補助基本額には個別限度額、合算限度額あり。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

【地方財政措置】

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
※事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

(1) 除却等費

- 除却費
危険住宅の除却費
(限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)
【令和5年度】木造住宅：31千円/㎡、非木造住宅：44千円/㎡

- 引越費用等
引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他
(限度額：975千円/戸)

(2) 建設助成費

- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
(借入利率：年8.5%を限度)
限度額【通常】 4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
【特殊地域※】 7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

- 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注：右欄の「補助要件」(1)に掲げる区域内に在する(2)の住宅へ移転する場合(改修により(2)の住宅に該当しなくなる場合を除く。)は、上記(1)(2)の補助対象としない。

補助要件

(1) 対象地区要件(移転元)

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)

(2) 対象住宅要件(移転元)

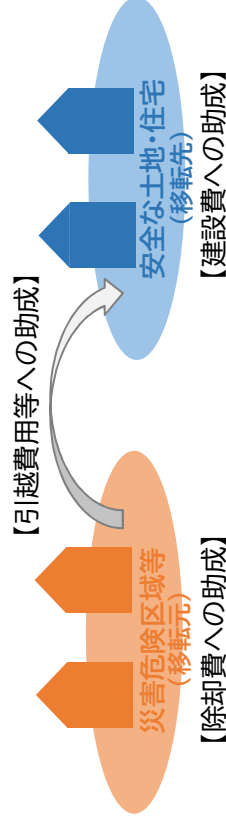
- 既存不適格住宅※
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、
地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)



水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- ・災害危険区域（建築基準法） ※水害に係るもの
- ・地区計画の区域（都市計画法） ※水害に係る建築制限が定められたもの
- ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業 ②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

- ① 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ② 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ③ 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備

※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある

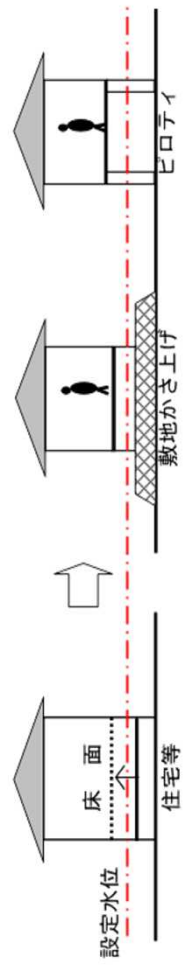
- ・ 建替え後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・ 建替え後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して既存不適格等である住宅・建築物

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること

※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3 (45,000円／棟を上限)	調査費用の1/3 (45,000円／棟を上限)
	地公体	調査費用の1/2 (45,000円／棟を上限)	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%
	民間事業者	重点支援以外の住宅※2の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限)	地域防災計画において防災拠点(避難場所等)に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2/3
防災改修等※4	地公体	-	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1/3

※1: 280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額

※2: 次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅

- イ 令和3年度以降に新たに指定された区域
- ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等)に関する対策を記載するものに限る)

※3: 居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額

※4: 建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

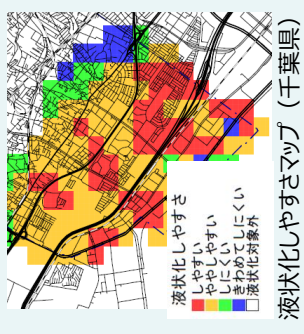
R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行う住民への情報提供等とともに、対策工事に要する費用について補助する。

大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助。

事業主体	地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）等	拡充
交付率	1/3、1/2（宅地の液状化による変動予測調査のみ、令和7年度まで）	
交付対象	・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の応急対策工事	

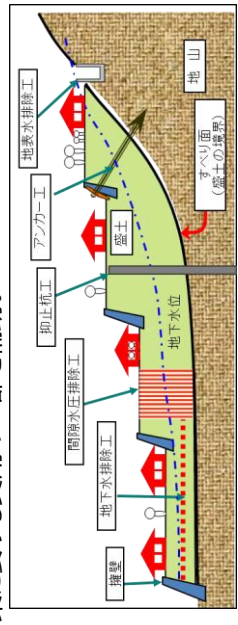


擁壁の危険度調査

擁壁の防災対策

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



事業要件

- ①宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
- ②下記のいずれかに該当すること
 - ・盛土面積3,000㎡以上かつ被害を受けるおそれのある家屋10戸以上
 - ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある家屋5戸以上
 - ・盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
- ③滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

事業主体	地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
交付率	1/4、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）
交付対象	大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2。

- ①立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合 ②滑動崩落により家屋10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合 ③震度5弱相当で滑動崩落する場合

宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



事業要件

- ①当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ②変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

事業主体	地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
交付率	1/4、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）
交付対象	宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業＜盛土による災害の防止＞

行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が実施する安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助。

【事業スキーム】

《国土交通省》

社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）

※原則として、農業振興地域又は地域森林計画区域以外で実施。

《農林水産省・林野庁》 農山漁村地域整備交付金

※盛土緊急対策事業のみ対象。

※原則として、農業振興地域又は地域森林計画区域で実施。

【対象事業】

■ 盛土緊急対策事業※1

■ 宅地耐震化推進事業※2



安全性把握調査
(ボーリング調査)



盛土撤去工事のイメージ

安全性把握調査等（安全性把握調査、応急対策工事）			対策工事等（盛土の撤去工事※3、盛土の崩落防止工事）	
該当事業	盛土緊急対策事業	拡充	盛土緊急対策事業 宅地耐震化推進事業	盛土緊急対策事業 宅地耐震化推進事業
期限	把握してから3年以内に実施		令和6年度までに実施	令和7年度までに着手
要件	➢ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあること ➢ 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があること ➢ 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づき勧告、命令等の行政指導が行われていること※4		➢ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあること ➢ 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づき行政代執行による対策工事等、緊急性の高いものであること ➢ 行為者等に対して求償を行うこと※4	
国費率	1/2		2/3	
地方 財政 措置	公共事業等債※5 (充当率90%、措置率20%)		公共事業等債 (充当率90%、措置率20%)	
	特別交付税 (措置率50%)		特別交付税※6 (措置率50%)	
			公共事業等債 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税※6 (措置率70%)	

※1 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象

※2 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象

※3 盛土緊急対策事業のみ

※4 行為者等が確知できない場合を除く

※5 応急対策工事のうち適償性のあるものに限る

※6 盛土の撤去工事のうち適償性のないものに限る

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

〇 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
① 災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3 ※1
② 盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 拡充 (R6年度まで1 / 2)
③ 住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3 ※1
④ 事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1 / 3
⑤ 地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1 ※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1 ※2
⑥ 都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2 ※1
⑦ 木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧ 被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 2 1 / 3 ※1

※1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額とする。ただし、⑥の工事費については事業費の1/2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づき津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

〇 地区要件

施行地区	事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域(浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域(地域)等)を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、重点密集市街地を含む市、道庁所在地 事業メニュー⑦> 重点密集市街地 事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4
------	---

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村



津波避難タワー



避難地(高台)



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地(防災公園・延焼防止)



沿道建築物の不燃化

住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援を行う。

＜現行制度の概要＞

住

耐震診断	民間実施：国と地方で2／3
補強設計等	民間実施：国と地方で2／3
個別支援	

個別支援

補強設計等

耐震改修等、建替え又は除却

- 対象となる住宅

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1／3
その他	国と地方で23%

- その他
 - ・耐震改修の補助限度額(国＋地方):
 - ✓ 戸建住宅:83.8万円/戸
 - (多雪区域の場合:100.4万円/戸)
 - ✓ マンション:補助対象単価(50,200円/㎡※)
 - × 床面積 × 交付率
 - ※倒壊の危険性が高いマンション:55,200円/㎡
 - ・耐震改修と併せて行う省エネ改修の補助限度額(国＋地方):

建物の種類	省エネ基準適合レベル	補助限度額
戸建住宅	766,600円/戸	ZEHレベル 1,025,400円/戸
マンション	3,800円/㎡	5,000円/㎡
共同住宅	5,600円/㎡	7,400円/㎡

- ・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

※耐震改修と併せて省工ネ改修を実施する場合は、補助対象工事費等に省工ネ改修工事費等を追加し、補助限度額に省工ネ改修分等を加算

建筑物

耐震診断	民間実施：国と地方で2／3
補強設計等	民間実施：国と地方で2／3
耐震改修等、建替え又は除却	

耐震改修等、建替え又は除却

- ## ■ 対象となる建築物
- 多数の者が利用する建築物
- ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所（公立を除く）、工場等
 - ・1,000㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等）と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては500㎡）以上等
- 避難所等

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2／3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%
その他	国と地方で23%

- その他
 - 耐震改修の補助限度額(国＋地方)：
 - ✓ 建築物：補助対象単価(51,200円/㎡※)
 - × 床面積 × 交付率
 - ※倒壊の危険性が高い建築物：56,300円/㎡
 - 耐震改修と併せて行う省エネ改修の補助限度額(国＋地方)：

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡

大阪市北区ビル火災等を踏まえ、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全改修を支援する事業を創設する。

背景・課題

○火災安全改修の必要性

- ・令和3年12月に発生し、多数の死者を出した大阪市北区のビル火災等を踏まえ、既存建築物における火災安全対策が必要。

○今後の対応方針

- ・国土交通省と消防庁で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」のとりまとめ（令和4年6月）や「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和4年12月）を受け、違反建築物の是正指導や火災安全改修の推進等を総合的に実施。

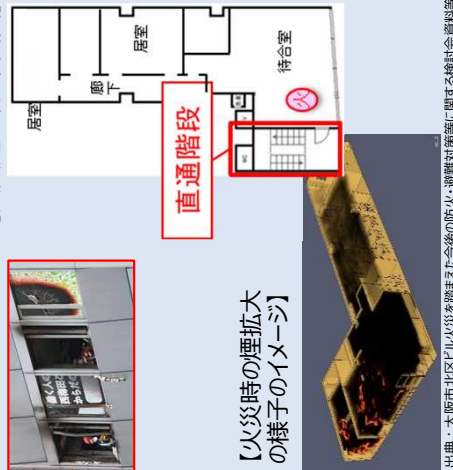
＜大阪市北区ビル火災の概要＞

- 発生日：令和3年12月17日
- 死者：26名（容疑者を除く）
- 建物：地上8階建事務所ビル（竣工年：1970年（昭和45年））
- 被害の要因等：
 - ・唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れ
 - ・1階に大量の煙が流入、在館者がいた場合は被害拡大の恐れ

【火災建築物 外観】



【火災建築物 平面図】



出典：大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会資料等

事業概要

○対象建築物

- 以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物
 - ・直通階段が一つである
 - ・直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない

○事業主体・内容・補助率

事業内容	事業主体・補助率	
	民間事業者等（間接）	地方公共団体（直接）
①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 ・火災安全改修のための計画の策定 ・火災安全改修に係る普及啓発、専門家派遣等	国1/3 地方1/3	国1/2
②火災安全改修に関する事業 ・調査設計計画 ・火災安全改修（※1）	国1/3 地方1/3	国1/3
③火災安全改修に関するモデル事業（R5～R7） ・モデル的な取組（※2）	国10/10	国10/10

- ※1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること等の要件を満たす必要。
- ※2：技術的な工夫又は事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること、事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

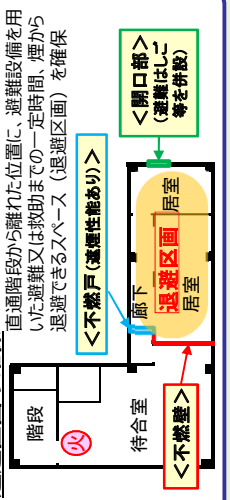
＜火災安全改修の概要＞

2方向避難の確保等

直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置

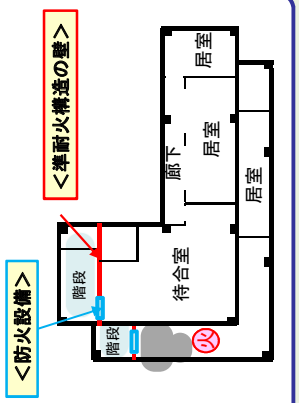
（又は）

退避区画の確保



避難経路・上階の防火・防煙対策

直通階段等の防火・防煙区画化



都市再生区画整理事業の概要

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既存市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。（交付対象：地方公共団体、交付率：1/3（一般地区）または1/2（重点地区等））

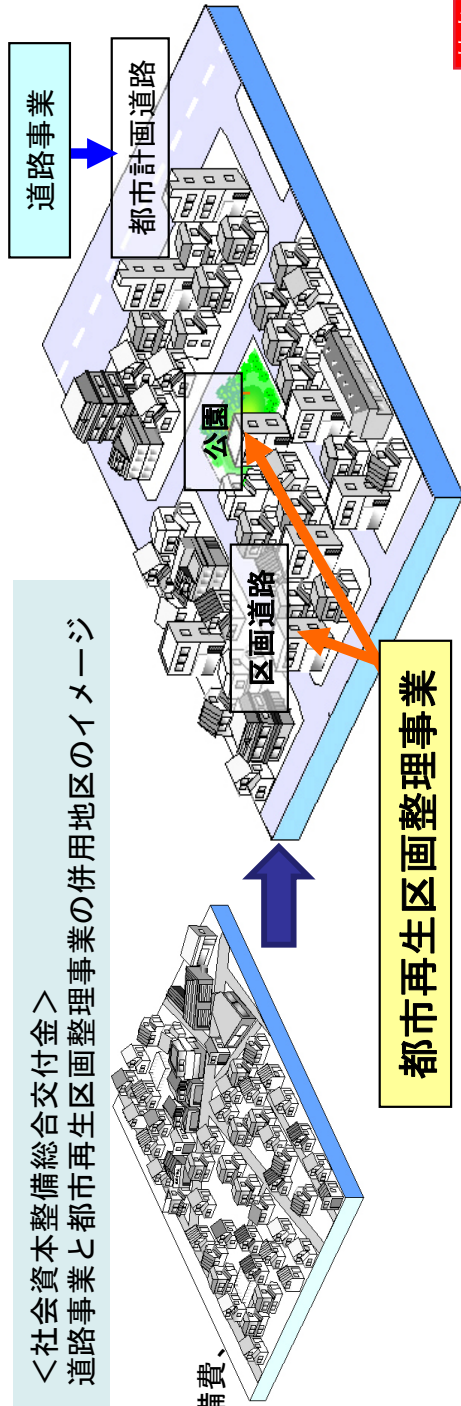
交付対象事業

○交付金の交付対象となる費用

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費

<社会資本整備総合交付金>

道路事業と都市再生区画整理事業の併用地区のイメージ



拡充

施行地区		都市基盤整備タイプ		大街区化タイプ		空間再編賑わい創出タイプ	地域生活拠点形成タイプ
		一般地区	重点地区	一般地区	重点地区		
地区要件		①直前の国勢調査に基づくDIDに属する地区	①直前の国勢調査に基づくDID内の地区 ②市町村マスタープラン、立地適正化計画などの法に基づく計画等に位置づけ ③事業実施後の公共用地及び公開空地の面積の合計が事業実施前の面積を超える ④鉄道・地下鉄駅から半径1km以内又はバス停から500m内 ⑤大街区化による土地の有効利用事業に係る方針が定められている	①直前の国勢調査に基づくDID内の地区 ②市町村マスタープラン、立地適正化計画などの法に基づく計画等に位置づけ ③事業実施後の公共用地及び公開空地の面積の合計が事業実施前の面積を超える ④鉄道・地下鉄駅から半径1km以内又はバス停から500m内 ⑤大街区化による土地の有効利用事業に係る方針が定められている		①直前の国勢調査に基づくDID内の地区（DIDに含まれると見込まれる区域を含む）	②立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る）
		②市町村マスタープラン、立地適正化計画などの法に基づく計画等	④安全市街地形成重点地区、拠点的地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区、都市機能誘導重点地区のいずれかに該当する地区	⑥拠点的地形成重点地区（都市再生緊急整備地域等）、都市機能誘導重点地区（立地適正化計画に基づく事業）のいずれかに該当する地区		④任意の申出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区	④任意の申出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区
		③施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く）		④任意の申出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区		④任意の申出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区	
面積要件		指定容積率/100×（施行面積 ≥ 2.0ha					
交付率		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 2	指定容積率（予定を含む）/100 ×（施行面積） ≥ 0.5ha 1 / 2	

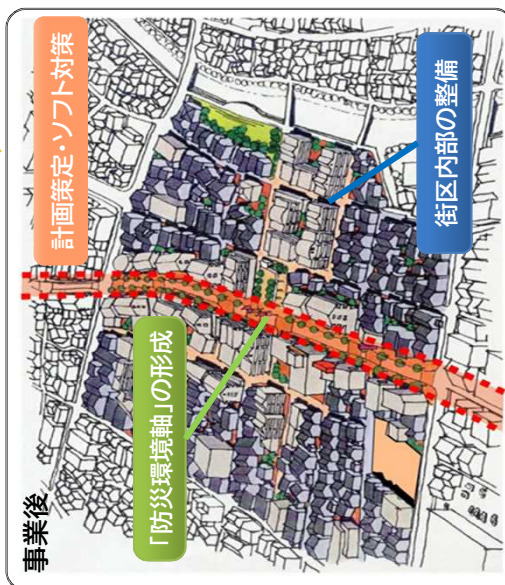
密集市街地の着実な解消に向けて、未接道敷地、斜面地等で住宅の除却・更新が進まないなどの課題に対応して防災性の向上を図るため、建替え困難敷地での防火改修等や、重機の進入が困難な斜面地等での除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者による広場整備への支援を強化する。

ソフト対策
計画策定



防災上課題のある
密集市街地の整備改善

街区内部の整備



「防災環境軸」の形成

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上
- （重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上
- （重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上
- （重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

調査・計画策定
事業化コーディネート
整備計画策定等事業
（交付率：1/2、1/3等）

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

共同・協調化建替
個別建替（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却（交付率：11.5%等）

拡充：防火改修・建替え

耐震改修を伴わない防火改修等への支援を創設

限度額（国＋地方）	設計・改修等を 総合的に行う場合	左記以外
耐震改修等	100万円／戸	34,100円／㎡×23%
耐震改修＋防火改修等	150万円／戸	51,200円／㎡×23%
防火改修等（新設）※	50万円／戸	17,100円／㎡×23%

※ 地方公共団体が、①防火規制の上乗せ、②規制誘導手法等の活用又は③GISの活用を行う場合に限る。

老朽建築物、
空き家等の除却
買収費、除却工事費、通損補償等
（交付率：1/2、1/3、2/5）

拡充：斜面地等の除却

崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地（通常とは異なる工法により除却）する場合などの掛かり増し費用を補助対象に追加

道路・公園等の整備
コミュニティ施設の整備
（交付率：地方公共団体1/2
民間事業者等1/3）

拡充：広場等の整備

地方公共団体と協定等を結んだ民間事業者等が広場、緑地、公園等の整備を行う場合に交付率を引上げ
（1/3→1/2）

市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

治道建築物の不燃化

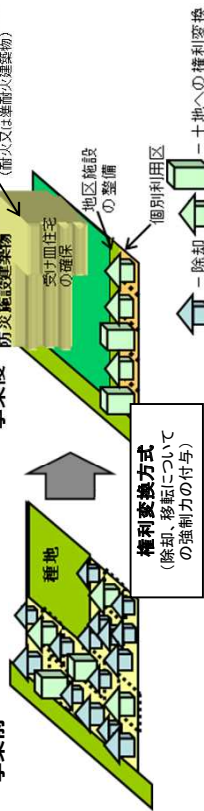
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす治道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等
（交付率：1/3）

従前居住者用受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等
（交付率：1/3、1/2、2/3）

防災街区整備事業

調査設計計画（権利変換計画作成を含む）土地整備、共同施設整備（交付率：1/3）



道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備（交付率：通常事業に準ずる）

事業概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業

- ① 地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ② 市街地開発事業等において電線共同溝方式（※）によらずに行われる事業
- ③ 電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

※電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器等を整備する方式



交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

※間接交付の場合、上記の2/3を超えない額とする

（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3を超えない額とする）



国費率

1 / 2

交付対象

地方公共団体

生活道路の無電柱化のイメージ

○安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図るため、都市公園（都市公園法第2条）、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行う事業。

- 補助率
- 主な事業要件

用地	施設
1／3(1／2)	1／2

()は沖縄および緩衝緑地

面積	事業費	管理施設	その他の施設
2ha以上	市町村は2.5億円以上、 都道府県は5億円以上	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設

- 補助対象となる公園施設は、下表の色塗りの施設の新設又は改築。

分類	園路広場	修景施設	休憩施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つぎ山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野花草 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 さく 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
		その他これらに類するもの			これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)				

休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めることができる。
ただし、都市公園事業費補助の対象にはならない。

都市施設の速やかな復旧を図る～都市災害復旧事業～

異常な天然現象（右図）により被害を受けた公園等の復旧を行う地方公共団体に支援を行い、民生の安定、公共の福祉を確保するもの

【対象】

【1】 災害を受けた公園、街路及び都市排水施設等の復旧事業

【2】 災害により市街地に堆積した多量の土砂の排除事業

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1) 水	(イ) 警戒水位以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合河岸高（低水位から天端までの）の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未達でも時間雨量等が特に大（時間雨量20mm以上）
(3) 暴風	最大風速（10分間平均）15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	特に定めていない

根拠法令等	公共土木施設	対象施設等	補助率	激甚	補助概要・事例など
公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 （負担法）等	公園 （都市公園に設けられたもので、園路及び広場、花壇などの修景施設、休憩所、遊戯施設、運動施設、トイレ等）	公園 （都市公園に設けられたもので、園路及び広場、花壇などの修景施設、休憩所、遊戯施設、運動施設、トイレ等）	2/3 ～※ ※北海道、 離島、沖縄等 は4/5～	嵩上げ	法面崩壊による被災例 法面崩壊とともに園路にも影響。園路の機能が確保できていない H28熊本地震における被災 体育館の天井が崩落
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市排水施設等	＜都市計画区域内における＞ 都市排水施設等 （①下水道法の下水道以外の都市排水施設及び附属施設 ②公共が管理する広場・墓園 緑地・運動場など） 街路 （幅員6m以上の道路で供用開始前のものなど）	1/2	—	排水施設の被災例 豪雨により排水路護岸擁壁が倒壊 墓地公園の園路の被災例 公園施設が対象 墓石自体は対象外
都市災害復旧事業事務取扱方針	都市施設等	＜市街地における＞ 堆積土砂排除事業 （土砂の流入等で多量の泥土、砂礫、樹木等が市街地（宅地など）に堆積したもの）	1/2	嵩上げ	堆積土砂排除事業の例（R3 静岡県熱海市伊豆山地区） 事業実施前 事業実施後 市街地に大量の土砂が流入し、宅地に堆積

【事業範囲】

市町村の市街地※¹における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
 (他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2：起債充当率100%(交付税措置95%)】

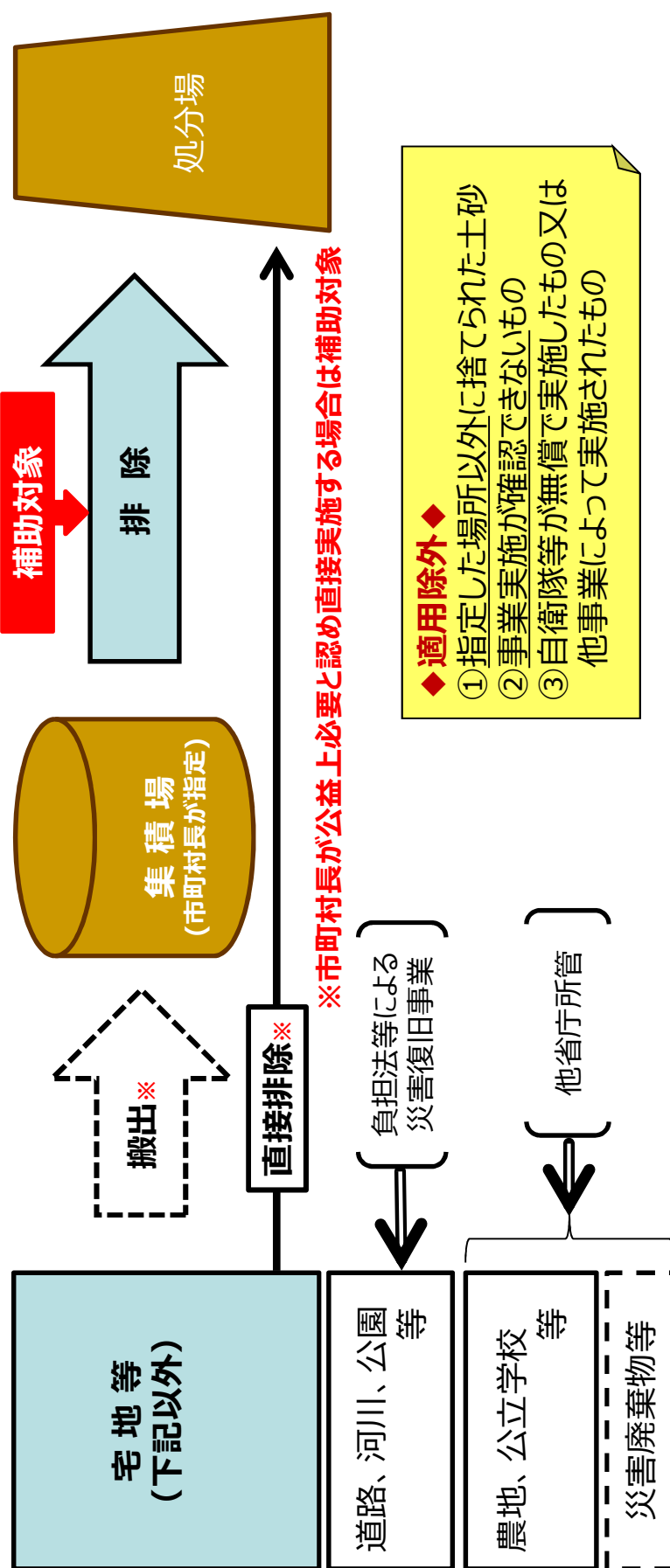
- (a) 堆積土砂※²の総量が30,000m³以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※¹ 都市計画区域内及び同区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）

※² 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

【市街地における堆積】



大規模な土砂災害による被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な高上げを行う事業。

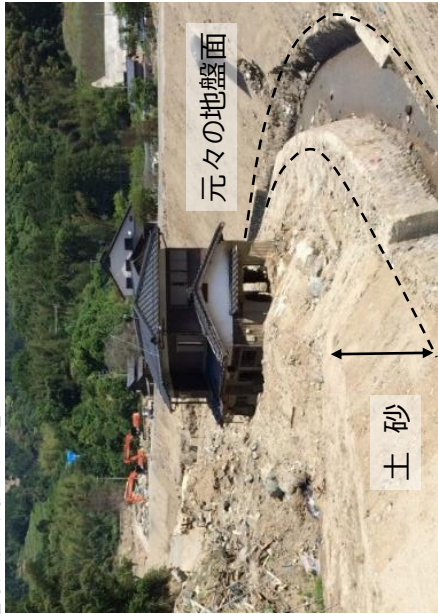
○ 事業主体：地方公共団体 ○ 交付対象

○ 国費率：1／2
宅地高上げ安全確保工事に必要な地盤等調査及び設計費、工事費（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）

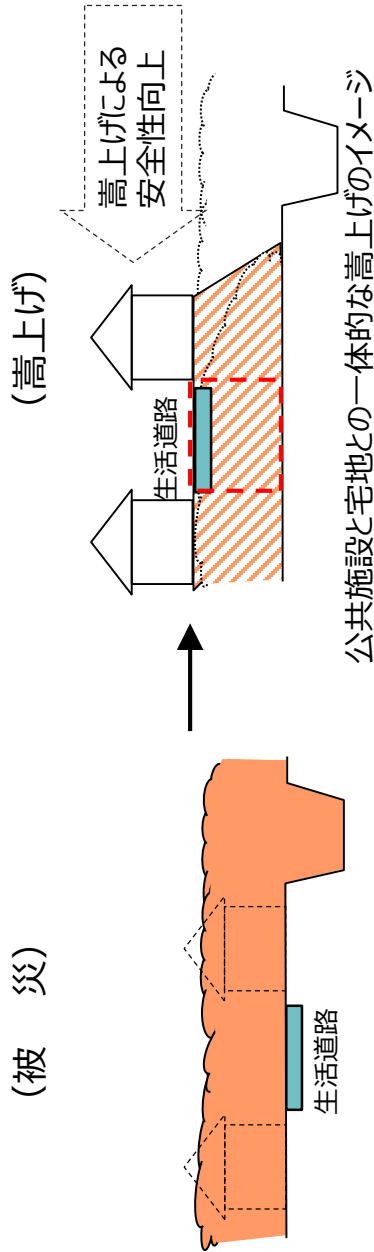
○ 要件

- 一、 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37 年法律第150 号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区
- 二、 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な高上げを行うと定められた地区
- 三、 前号の地区の区域内において一体的な高上げを行う家屋が5 戸以上であるもの
- 四、 堆積した土砂を活用して宅地の高上げを行うもの
- 五、 宅地造成等規制法施行令第2 章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

【被災状況】



【高上げによる地域の安全性確保】



大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な高上げを支援。

要件 (以下のすべてを満たすこと)

〈被災地、災害リスク〉

- 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- 建築基準法第 39 条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈手法との比較〉

- 宅地高上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

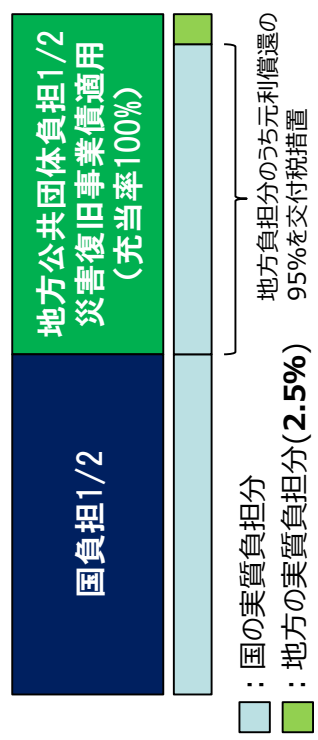
〈復興計画への位置付け等〉

- 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な高上げを行うと定められ、高上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

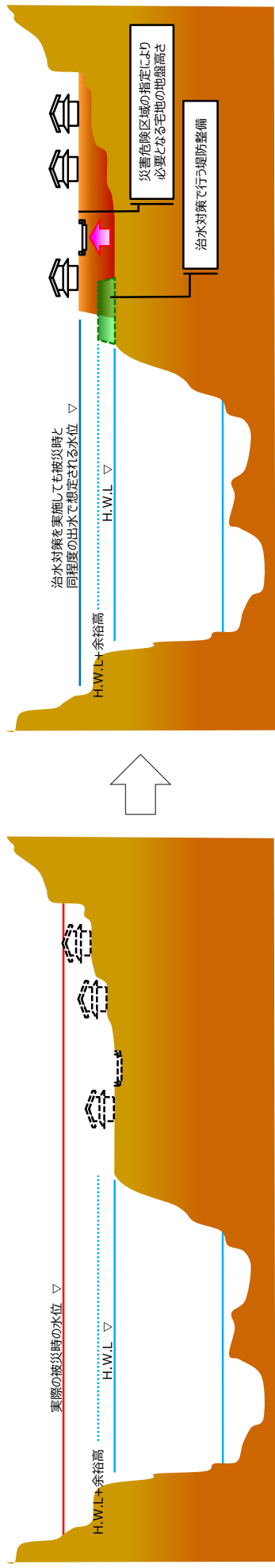
補助対象となる主な経費 (補助率 1/2)

- 調査測量及び設計に要する費用
- 宅地等の高上げ及び関連移設工事に要する費用

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担



【高上げによる地域の安全性確保 (イメージ)】



公営住宅整備事業と災害公営住宅整備事業

○地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。

○災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行っている。

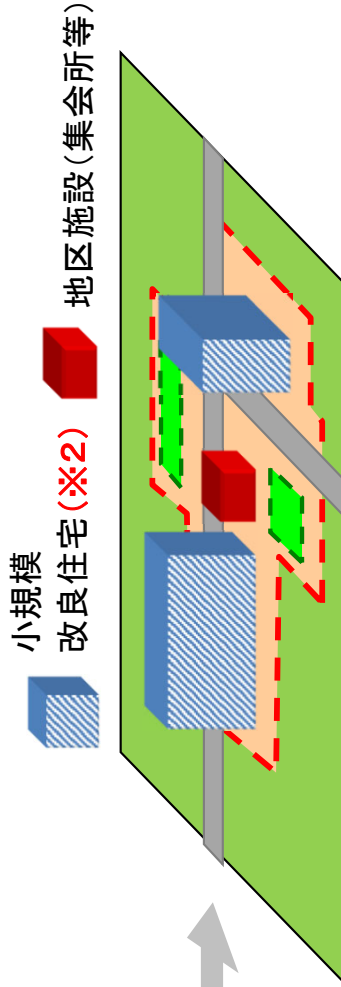
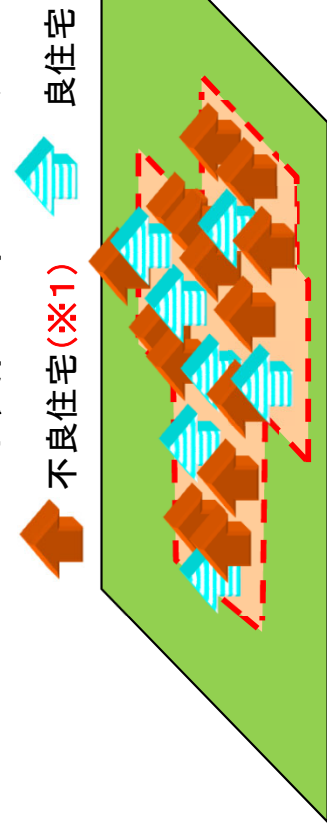
	公営住宅整備事業	災害公営住宅整備事業	
		一般災害	激甚災害
指定要件		- 被災地全域で500戸以上が滅失 - 一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失	①災害指定要件 - 被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 ②地域要件 100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村
入居対象者	収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者	当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であって、収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者(※1)	当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者(※1)
補助率	①整備事業 - 建設/買取1/2 借上2/3 × 1/2 ②家賃低廉化事業 20年間 * 1/2	①整備事業 - 建設/買取2/3 借上 2/5 ②家賃低廉化事業 20年間 * 2/3 * : 用地取得を伴わない場合は10年間	①整備事業 - 建設/買取3/4 借上 2/5 ②家賃低廉化事業 20年間 * 2/3 (当初5年間は3/4) * : 用地取得を伴わない場合は10年間

※1 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

概要

大規模地震及び近年増加している豪雨災害等の被災地における復興まちづくりや、災害危険エリア等に含まれる地域において災害に強いまちづくりのニーズが高まっていることから、住み慣れたコミュニティを維持した地域再建や、不良住宅の除却、小規模改良住宅の整備、公共施設・地区施設整備に対して、社会资本整備総合交付金(基幹事業)により支援を行う。

【対象地区】 不良住宅戸数 15戸以上 (過疎激甚又は災害救助法適用後3年以内の地域は、不良住宅戸数5戸以上に緩和)
地区内の不良住宅率 50%以上



(※1)・・・災害により著しく損壊した住宅や、地方公共団体が
移転勧告等を行った住宅も不良住宅とカウント

(※2)・・・住民のニーズに応じて
小規模改良住宅整備を行わないことも可

【補助対象】

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率) (1/2)※
- ・小規模改良住宅整備 (2/3)
- ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
- ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
- ・津波避難施設等整備 (1/2)

※ 跡地を民間活用する場合は1/3



東日本大震災における活用(千葉県我孫子市布佐東部地区)※平成23年3月11日発災

■誰もが暮らしやすい健康で快適な環境の充実

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45％（居住誘導区域内等）

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限り。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点」(都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※

－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域内に土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードゾーンを含めている市町村、市街地調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等内の居住誘導区域において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備

①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1／2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街地調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

拡充

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定



市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



誘導施設の整備
(学校・病院等)

公共公益施設の整備
(歩行空間等)

拡充

防災力強化の取組
(避難所の改修等)

誘導施設の整備
(学校・病院等)

公共公益施設の整備
(歩行空間等)

防災力強化の取組
(避難所の改修等)

誘導施設の整備
(学校・病院等)

公共公益施設の整備
(歩行空間等)

防災力強化の取組
(避難所の改修等)

誘導施設の整備
(学校・病院等)

公共公益施設の整備
(歩行空間等)

防災力強化の取組
(避難所の改修等)

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、既存建造物活用事業、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）
※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2 直前の国勢調査に基づき（今後、直近の国勢調査の結果に基づきDIDに含まれると見込まれる区域を含む）
ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づき事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していても、（1）の区域において実施可能な立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

- 地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と歯齟齬がないと認められる区域
- (1) 歴史的風致維持向上計画
- (2) 観光圏整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

- 地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
- (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②では、一部の基幹事業を除く。



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
 - ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1
 - ・以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、
鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の
停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、
都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

ーただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、(1)の区域において実施可能

ー立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等 (①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等) により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：都市計画区域外における防災拠点の形成】

- 地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
 - ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1
 - ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域

※1 令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

まちなかウォーカーカブ推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを推進する事業

事業主体等

※交付金：社会資本整備総合交付金 補助金：都市再生推進事業費補助

【交付金※】市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1／2

【補助金※】都道府県、民間事業者等 国費率：1／2

施行地区

※滞在快適性等向上区域外において、滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）を行う地区

- ① 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、
- ② 都市再生特別措置法に基づく**滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区※を含む）

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域 **拡充**
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。拠点となる施設の設定方針を都市再生整備計画に記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2直前の国勢調査に基づく（直近の国勢調査の結果に基づき今後DIDとなる見込みの区域を含む）

－立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が4.0人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

- 立地適正化計画等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点（都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
- 基幹市町村※と連携市町村※が共同で作成する広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた連携市町村の地域生活拠点（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

対象事業

【基幹事業】道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル活用、子ども・子育て支援等の国が定める「重点的に取り組むべきテーマ」に即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（提案に基づくソフト事業・ハード事業）



● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改善
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高度化
- 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 多様な主体による多様な活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で行える給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを用いた分析・見える化し、まちの情報発信システムの整備
- 開かれた空間の滞在環境の向上 Open
 - 屋根やトイル、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

まちづくりと公共交通との連携(都市・地域交通戦略推進事業)

持続可能な多極連携型のまちづくりの実現には、都心拠点や地域生活拠点の充実に加え、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保が必要。公共交通の活性化にあたっては、土地利用や拠点形成を含めたまちづくりとの連携が不可欠であるため、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸を形成するための取組を推進する。

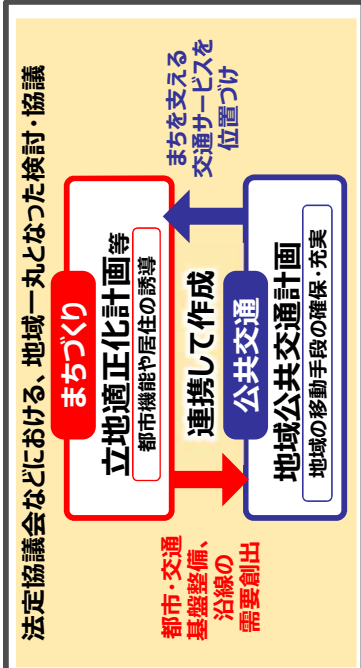
構
想
・
計
画
策
定

コンパクトシティ形成支援事業

- 地域公共交通計画との連携により、都市機能・居住の誘導と公共交通軸の形成が連動した効果的な立地適正化計画の策定を支援

公共交通まちづくりDXモデル調査

- デジタル技術を活用し、各種データに基づき、まちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組に係る調査を実施



【関連事項】

- 地域公共交通再構築事業（総合政策局）

- ・ 地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設。

施
設
整
備
等

都市・地域交通戦略推進事業

【既存制度】

多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラの整備について支援

駅前広場

自由通路

パークアンドライド用駐車施設

シェアサイクル設備

停留所

社会実験

【制度拡充内容】

まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を立地適正化計画等に即地的・具体的に位置づけた場合に、

- 当該公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間（レール・架線等）の整備を支援対象に追加
- 公共交通軸の形成に必要な交通施設整備について、交通事業者が主体となる場合にも補助率を嵩上げ
(1/3⇒1/2)

※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援

都市の骨格を支える交通インフラの整備（支援イメージ）

- 地方公共団体が行う都市公園の整備に当たり、ユニバーサルデザイン化など国として推進すべき施策への対応を目的としたもののうち、他の公園の参考となる優良な取組を行うものを募集・選定し、予算支援の重点化を通じてその取組を実現するとともに、取組事例を周知・共有し、他の公園での実践を促すことで、施策効果の底上げを図ることとする。
- 予算支援の重点化に当たり、確実に集中的に支援することを可能とする個別補助制度を創設する。

＜社会課題対応型都市公園機能向上促進事業＞

- ・ 国として推進すべき施策への対応として、有識者の意見も踏まえつつ、ハード・ソフト上の取組等において満たすべき一定の要件を示した上で、モデル的な取組を行う公園を募集・選定し、翌年度から数年間にわたり、個別補助金を用いて確実に集中的な支援を実施する。
- ・ 本事業の対象施策については、社会経済情勢を踏まえた設定・見直しを行っていくこととするが、令和5年度においては以下を対象にする。

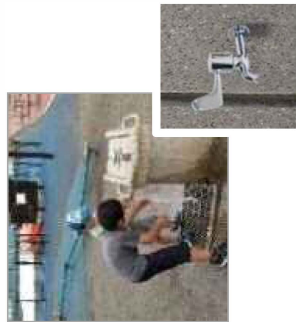
ユニバーサルデザイン化

障がい者の意見等をもとに、施設のユニバーサルデザイン化、利用サポートの提供等を行う公園の整備について、計画的・集中的な支援を実施

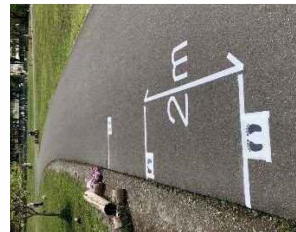


感染症対策

公衆衛生の専門家の意見等を踏まえ、施設の衛生対策や密を避けて楽しめる仕掛けづくり等を行う公園の整備について、計画的・集中的な支援を実施



遊具に隣接した手洗場



2 mの距離表示

ストック効果の向上

住民意見を取り入れる手続きや他分野等との連携等を通じ、まちづくりの課題に対応しながら、管理費の削減や利用満足度の向上に結び付く付加価値の高い公園の整備について、計画的・集中的な支援を実施



遊具を撤去し、高齢者が運動できる広場を再整備

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

＜現行制度の概要＞

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

交付率 直接 1 / 3 間接 1 / 3

交付内容

■基本構想等の策定（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）

■移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等

■認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
- ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■既存建築物バリアフリー改修事業

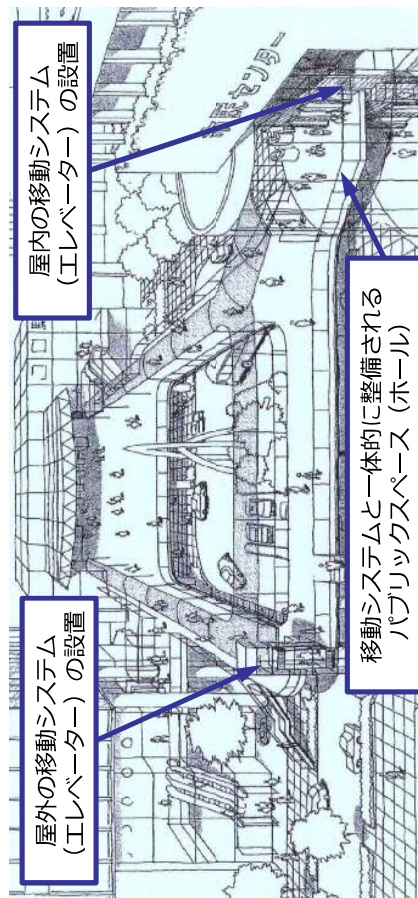
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（規模要件なし）
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子利用者トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウフターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化 スロープの設置 ローカウフターの設置
写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的開発を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

良質な住宅の供給

拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

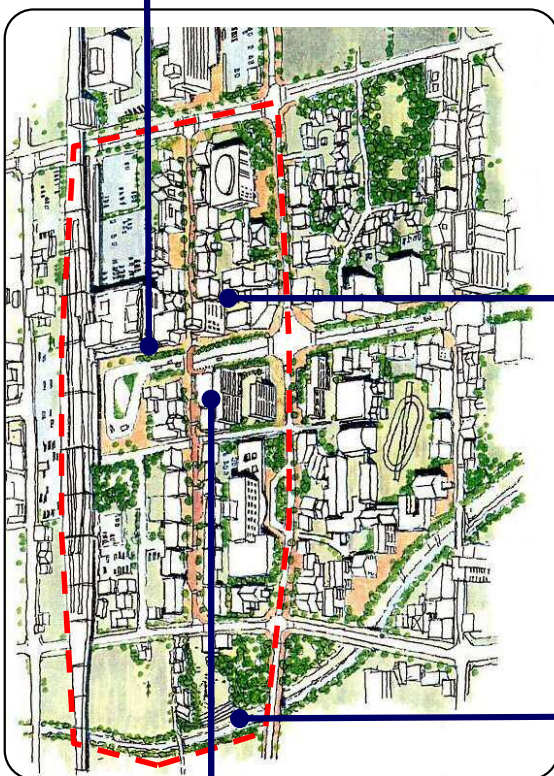
（交付率：1/3）

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）



受け皿住宅の整備

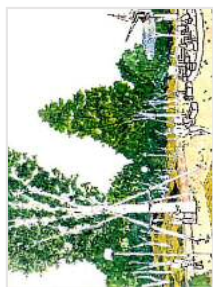
従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備
（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

■地域資源を活かした持続可能な賑わいづくり

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間：平成28年度～令和7年度)

事業内容

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の活用(設計費等を含む) **拡充**
【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ **創設**
【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の除却※1(設計費等を含む) **拡充**
【補助率：直接2/5※2、間接2/5(かつ市町村の1/2)】

- ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等)に係る除却費用のうち回収不能ものを含む)
- ② 不良住宅※3の除却
- ③ 上記以外の空き家の除却※4

※1 市町村が所有する建物の除却が困難な空き家に付属する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係る費用を増し費用を補助対象に追加

※2 市町村が行政代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を1/2に引き上げ

※3 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外

※4 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外

○ 空き家を除却した後の土地の整備【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

○ 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家の実態把握【補助率：直接1/2】

○ 空き家の所有者の特定【補助率：直接1/2】

＜空き家対策附帯事業＞【補助率：直接1/2】

○ 空家法に基づき行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業※5

※5 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要となる予納金等の法務的手続費用を補助対象に追加

＜空き家対策関連事業＞【補助率：各事業による】

○ 基本事業とあわせて実施する以下の事業

・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※6 等

※6 地域の拠点等かつ空家が集積しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

＜空き家対策促進事業＞【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

○ 空き家対策基本事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業

＜空き家対策モデル事業＞(NPOや民間事業者等が実施するもの)

① 調査検討等支援事業

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率：定額】

- 1. 空き家に関する相談
対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等
- 2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等
- 3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

拡充

② 改修工事等支援事業

創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率：活用1/3、除却2/5、除却とあわせて行う土地の整備1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

創設

補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施※	市町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市町村3/5
※市町村による補助制度の整備が必要		
モデル事業	NPO・民間事業者等が実施	
調査検討等	定額	
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3	
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5	

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家の活用、空き家・不良住宅の除却等に取り組む地方公共団体に対して支援する。

事業内容

- 空き家の活用(設計費等を含む)
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】 **拡充**
- 空き家の活用か除却かを判断するためのファイジビリティスタディ
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】 **創設**
- 空き家の除却(設計費等を含む)
【補助率:直接2/5、間接2/5(かつ市町村の1/2)】 **拡充**
- ※ 1㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付属する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るから増し費用を補助対象に追加 **拡充**
- ※ 市町村が略式代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を1/2に引き上げ **拡充**
- ※ 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外 **見直し**
- ※ 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外 **見直し**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握【補助率:1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:1/2】
- 空き家の除却後の土地の整備【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
(地域活性化要件が適用されない不良住宅を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合)

拡充
(参考)住宅地区改良事業等計画基礎調査事業
地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

空き家の活用



空き家の除却



地域活性化のため、空き家を
活用し観光交流施設を整備

居住環境の整備改善のため、
空き家を除却

補助事業者・補助率

	空き家所有者等が実施※	市町村が実施
活用・ 土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市町村1/2
除却 (略式代執行等)	-	国1/2、市町村1/2
除却 (上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市町村3/5

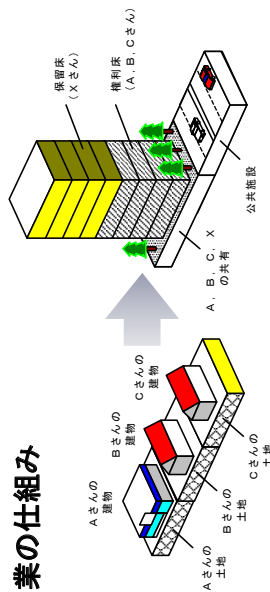
※市町村による補助制度の整備が必要

市街地再開発事業等により整備される施設建築物が長期にわたり良好な状態で使用されるための取組みを誘導し、地域に波及させるため、市街地再開発事業等※における施設の適切な管理等の政策課題対応に対する支援を拡充・見直しする。

※市街地再開発事業、防災街区整備事業

<制度の概要（市街地再開発事業）>

1. 事業の仕組み



高度利用により
生じた保留床を
処分
→ 建設費等の事
業資金を回収

- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルに権利変換により、置き換えられる(権利床)
- 高度利用によって新たに生み出された床(保留床)を処分して事業費に充てる

2. 施行者

個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等

3. 地区要件

- ① 組合・再開発会社の場合 地区面積0.5ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下等
- ② その他の場合 地区面積0.1ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下等

4. 交付対象及び国費率

(1) 交付対象

- ① 調査設計計画費
- ② 土地整備費(補償費、除却費等)
- ③ 共同施設整備費

見直し

共同施設整備費のうち、包括積算階数別乗率を見直す(分譲共同住宅の保留床に係る共用通行部分相当額を対象から除外)

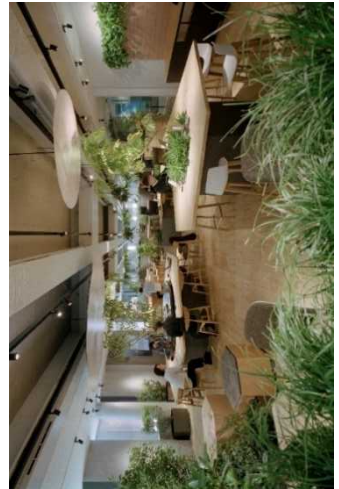
(2) 国費率

1/3

※(1)②、③については、右表のとおり、国費率を高上げ

< 国費率の高上げの要件概要と倍率 >

	要件概要	倍率
①	・認定長期優良住宅の整備を含む事業 ・予備認定(新築マンションを対象とした管理計画案の認定)を受けた施設建築物の整備を含む事業 ・CASBEE評価認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ・エリアマネジメント活動と一体的に取り組みられる事業	1.2
②	・防災再開発促進地区等の区域内で施行される事業等 ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域内で施行される事業等 ・都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置づけられる事業	1.35
③	上記②の要件を満たし、かつ、以下の要件のいずれかを満たす事業 イ 以下のすべてを満たすもの 1) 従前建築物の容積率が、従前建築物の容積率に150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること 2) 都市部(東京23区及び政令指定都市)以外の市町村内で行われる事業 ロ 上記①のいずれかを満たすもの	1.5



オフィスイメージ(CASBEE評価認証取得事業)

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

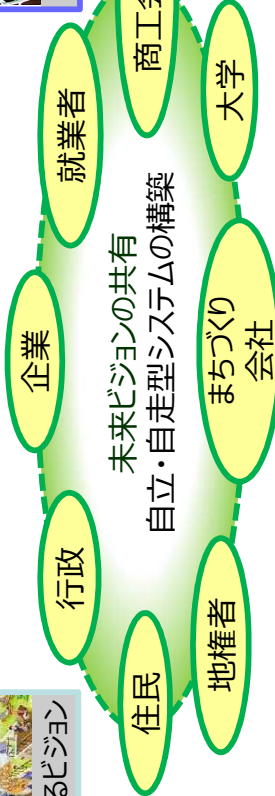
エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



官民の多様な人材が共有するビジョン

①エリアプラットフォームの構築



⑤交流拠点等整備



人材の集積・ネットワークの構築

③シティプロモーション・情報発信



国内外の多様な人材を惹きつける
未来ビジョン等のPR・情報発信

まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

④社会実験・データ活用



公共空間等を活用した官民の人材が
発掘・集積されるコンテンツの創出

普及啓発事業



先進的なまづくりノウハウの水平展開

＜補助対象事業＞

- エリアプラットフォーム活動支援事業
- ①エリアプラットフォームの構築※1
- ②未来ビジョン等の策定※1
- ③シティプロモーション・情報発信※2
- ④社会実験・データ活用※2
- ⑤交流拠点等整備
- ⑥国際競争力強化拠点形成 **拡充**
- ⑦地方都市イノベーション拠点形成

○普及啓発事業

＜補助対象事業者＞

- エリアプラットフォーム活動支援事業
- エリアプラットフォーム※3
- 普及啓発事業
- 都市再生推進法人、民間事業者等

＜補助率＞

・定額、1／2、1／3

※ 1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）

※ 2：1事業あたり1年間に限る。 ※ 3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

地方都市におけるまちなかの魅力の低下等による若年層の流出、大都市における国際競争力の相対的低下等の課題に対応するため、地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力を強化することが必要となる。

地方都市においては、イノベーションや新たな産業の創出を促進するため、多様な主体の連携による取組等を新たに支援するとともに、大都市においては、日本や地方都市の魅力の世界に発信する取組等への支援を強化する。また、地方都市と大都市との交流・連携を進めるプロジェクトに対して重点的に支援を実施する。

地方都市イノベーション拠点形成事業の創設

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくりへの支援を図るため、官民連携まちなか再生推進事業において、地域企業や行政、大学等の多様な主体が参画するエリアプラットフォームの策定、実証実験、大学等と連携した起業支援等の取組を総合的に支援する「地方都市イノベーション拠点形成事業」を創設。

地方都市イノベーション拠点形成事業

ビジョンの策定



多様な主体が参画するエリアプラットフォームによるビジョンの策定

支援内容

地域企業や行政、大学等が集う多様な主体によるエリアプラットフォームの運営や活動エリアのビジョン策定を支援

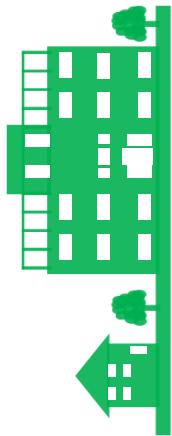
社会実験



次世代モビリティなど新たなツールによる生活利便性の向上等に資する実証実験

支援内容

エリアプラットフォームを構成する地域企業等が行うイノベーションの創出に向けた実証実験を支援



地方都市

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくり（ソフト事業）を総合的に支援

大学等と連携した起業支援



支援内容

まちづくりに資する大学発スタートアップ等の起業活動支援プログラムの運営や起業をサポートする専門家の派遣等の取組を支援

データ活用

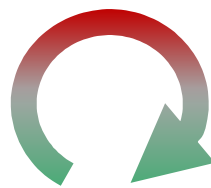


カメラ・センサーの設置による人流データの取得・活用

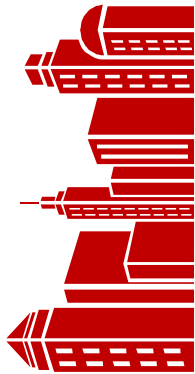
支援内容

エリア内で展開する各種サービスの質の向上を促進するために必要なデータの取得・活用等の取組を支援

交流・連携



国際競争力強化拠点形成事業



大都市

日本や地方都市の魅力を世界に発信するためのシティプロモーション等の取組に対する支援を強化

シティプロモーション・情報発信



TOKYO TORCH（東京駅前常盤橋プロジェクト）では、新潟県小千谷市との連携による「錦鯉が泳ぐ池」など、国内外からの来訪者に向けて地域の魅力を発信するため、全国との地域と連携した取組を実施

官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業

項 目	内 容	対象区域	補助対象事業者			補助率
			フ ブ エ リ ア ム ト ラ ス ト	推 進 市 法 人	民 間 事 業 者	
①プラットフォーム構築	未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	※1 ○※2	-	-	※3 新規：定額
②未来ビジョン等の策定	未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）	全国	○	-	-	※3 新規：定額 改定：1/2
③シテイプロモーション・情報発信	まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシテイプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催、専門人材活用等）	全国	○	-	-	※4 1/2
④社会実験・データ活用	都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）	全国	○	-	-	※4 1/2
⑤交流拠点等整備	地域交流創造施設	滞在快適性等向上区域等※5	○	-	-	1/3
	国際交流創造施設	・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域（中枢中核都市に限る）	○	-	-	1/3
⑥国際競争力強化拠点形成	「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シテイプロモーション・情報発信 iii) 社会実験・データ活用 iv) 起業支援・人材育成 v) 他都市との連携に資するii) からiv) までの取組	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	定額、1/2
⑦地方都市イノベーション拠点形成	「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シテイプロモーション・情報発信 iii) 社会実験・データ活用 iv) 起業支援・人材育成 v) 他都市との連携に資するii) からiv) までの取組	全国 （東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地を除く）	○	-	-	定額、1/2
⑧普及啓発事業	まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額

※1： エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、地方公共団体を補助対象とする。

※2： 法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。

※3： 新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、合計年額1,000万円を上限とする。

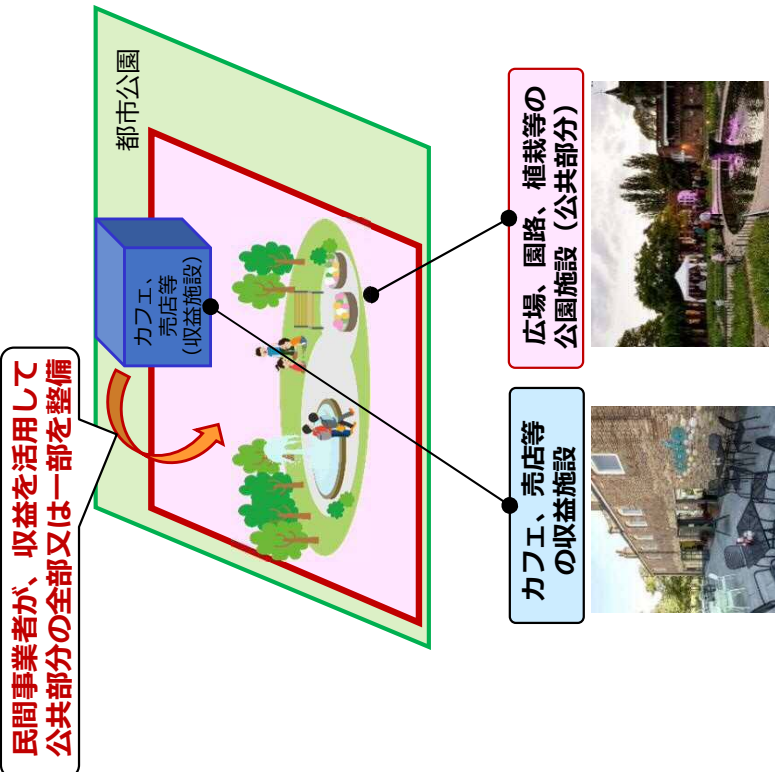
（最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルスを策定するものに限り最大3年間。）

※4： 1事業あたり1年間に限る。

※5： 低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定、低未利用土地利用促進協定の区域も対象とする。

○民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を推進するため、新たに創設した公募設置管理許可制度に基づき選定された民間事業者が行う園路、広場等の特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を社会資本整備総合交付金により国が支援する「官民連携型賑わい拠点創出事業」を創設する。

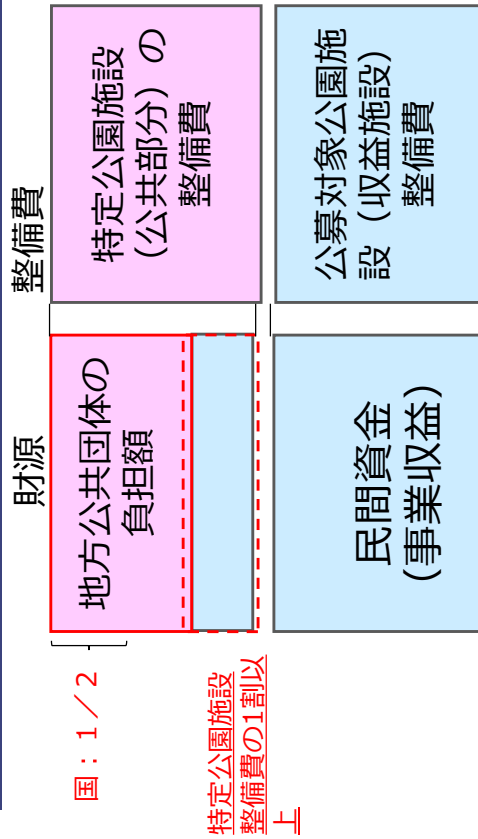
事業イメージ



事業要件

交付対象	地方公共団体
面積要件	面積0.25ha以上の都市公園
国費対象基礎額	民間事業者が行う特定公園施設の整備に 対して地方公共団体が負担する額の1/2
事業費要件	公募の結果、公共部分整備費の積算額に 対して、地方公共団体の負担金額が1割以 上削減されること

補助対象額のイメージ



住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりといるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
* 接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等（交付率：1/2）

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

（交付率：1/2）

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

（集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等）



公共施設の修景

（道路の美化化、街路灯整備等）

電線地中化



（交付率：1/2）

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

（外観の修景の整備）



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

（修理、移設、買取等）



（交付率：1/2、1/3）

